

# 市民協働と自治基本条例を考える

## 野球は9人でやろう

平成24年11月  
八代市



相模女子大学  
松下啓一

# 自治基本条例とは

\* 自治の基本・・・？

難しい？

分かったような、分からないような

\* 何が変わるのだろうか？

\* トンチンカンな疑問もある？？？

200以上の自治体でつくられたが・・・

- ・作って作りっぱなし
- ・市民も職員も知らない
- もったいない
- そんな余裕はない

なぜつくるのか。その原点が大事

# 自治基本条例とは何か

---

①もとはアメリカ由来の制度

\* 自分たちで町をつくる

②自治体の憲法ともいわれる？

③日本でそれができるのか

---

頭に入れてもらう

# 自治基本条例とは何か 2つの系譜

ニセコ型

コントロール型

- ・市民のための役所にする

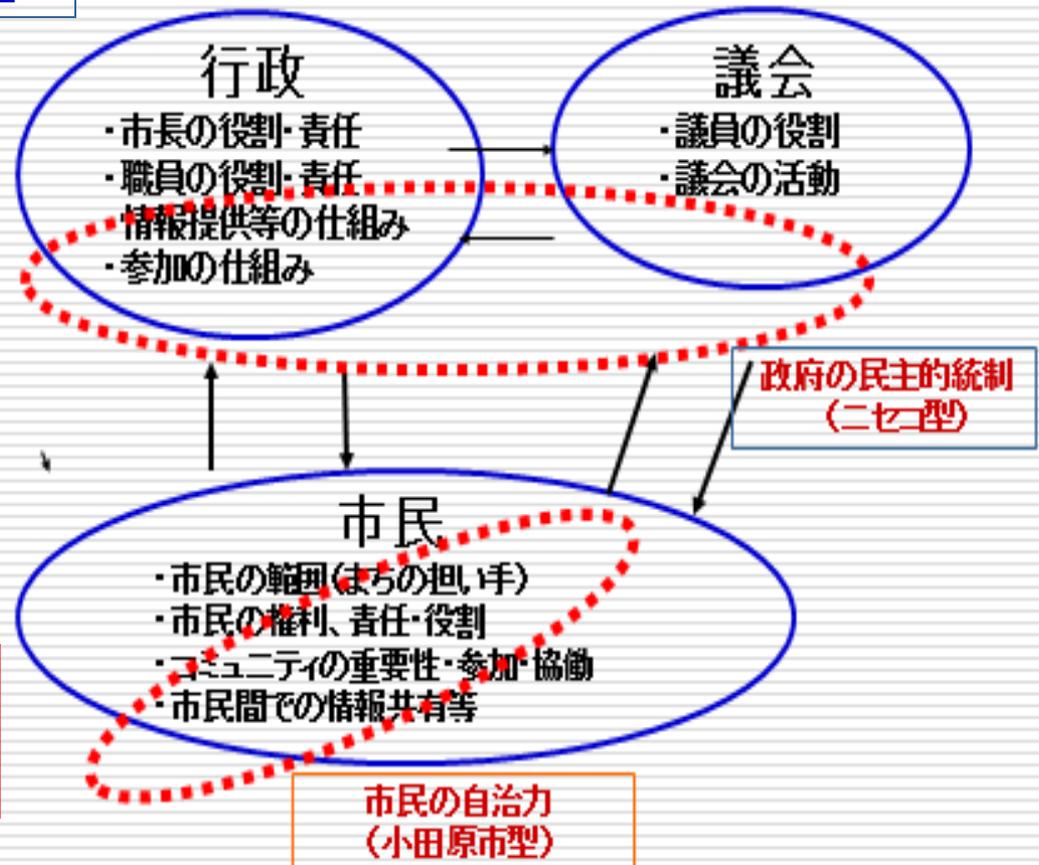
小田原型

協働型

- ・市民のための役所にする
- ・市民自身が存分に力を発揮する

どちらが市民を幸せにするのか

自治基本条例(2つのパターン)



①なぜつくるのか どんな条例が必要なのか そもそも  
自治の原点に戻る 私たちの国はどういう国か

すべての市民が、**個人として尊重**される社会  
(憲法13条)

ひとり一人が力を発揮する

憲法の規定する設計思想→個人の力をエネルギーに幸せに暮らせる社会をつくっていく

地方自治制度はそのための機構

# 自治とは？

## 課題を解決して住民の暮らしを守る



経済的に豊かになった



私たちの持っていた自治力

- ・浮かれすぎて・忘れてしまった
- ・何でもお役所がやってくれる

協働力

もう一度思い出そう



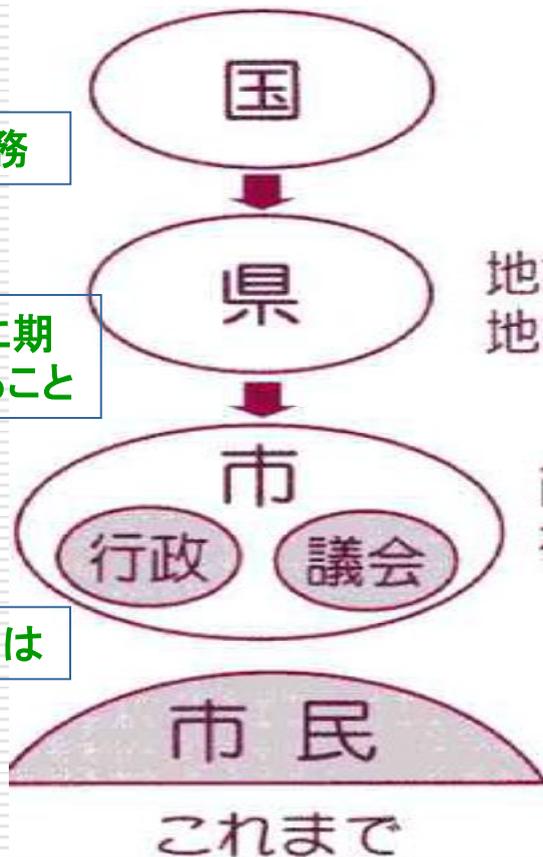
# 地方分権の衝撃

首長、議員、  
職員、市民が  
変わる

機関委任事務

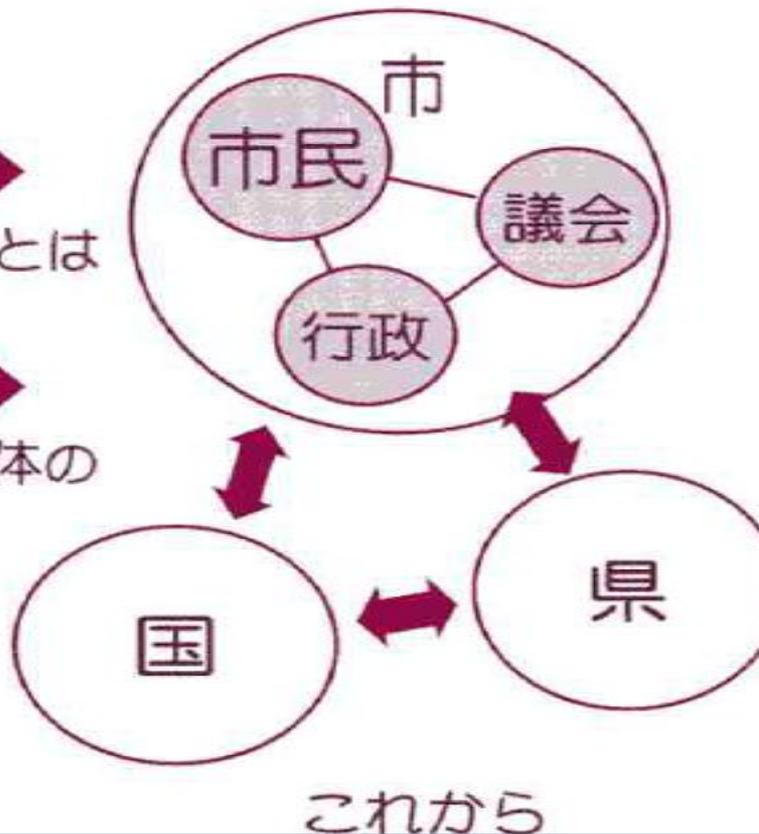
職員、議員に期待されていること

市民の行動は



地域のことは地域で

市民主体の社会へ

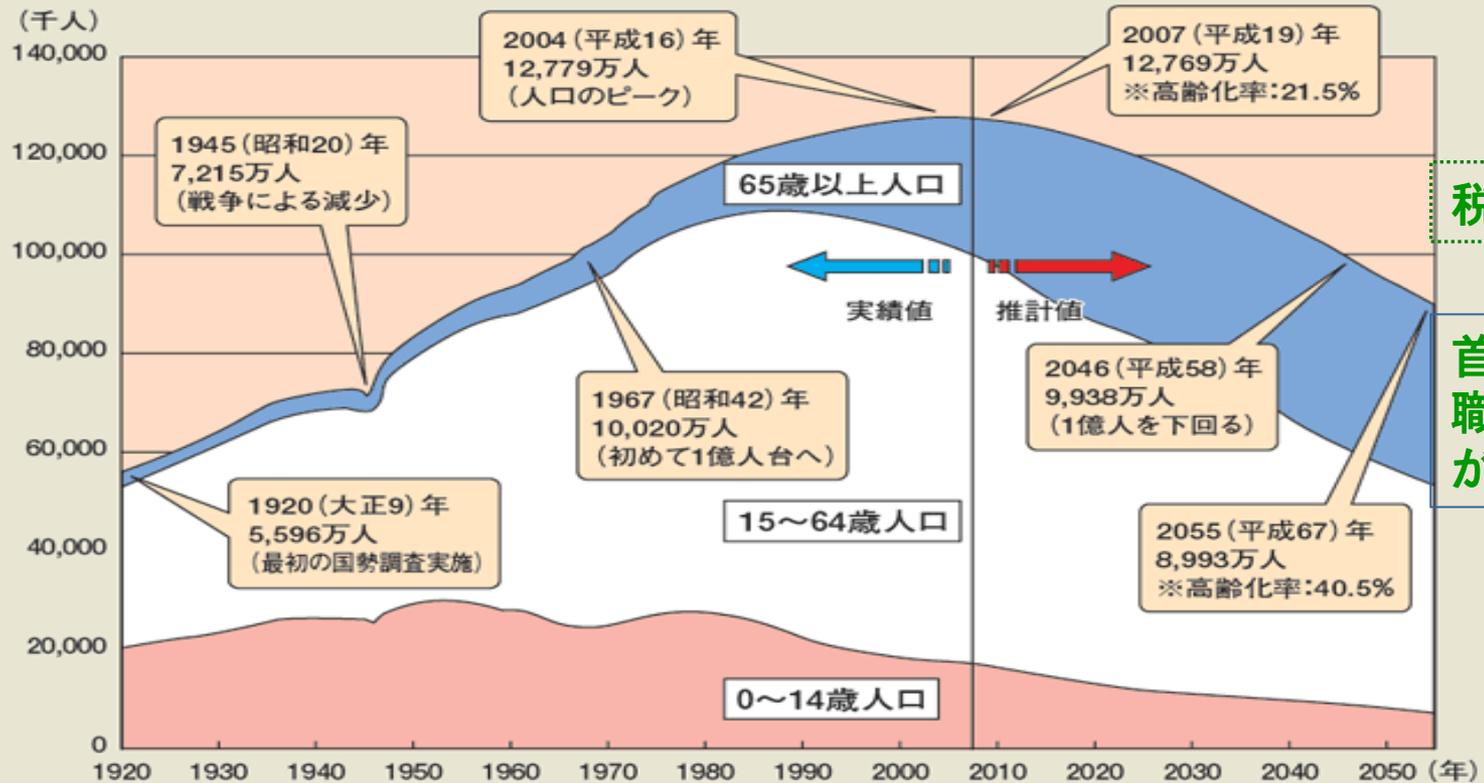


ヒラメ公務員?

→ 同じ目線

地方分権は、これまで**130年**続いた、日本の仕組みを大きく変える

# 人口減少・少子高齢化



税込etc

首長、議員、職員、市民が変わる

資料：実績値（1920～2006年）は総務省「国勢調査」、「人口推計（各年10月1日現在推計人口）」、推計値（2007～2055年）は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」の中位推計による。  
注：1941～1943年は、1940年と1944年の年齢3区分別人口を中間補間した。1946～1971年は沖縄県を含まない。

税込大幅減・国に頼った自治運営が通じない→新しい自治経営のかたち

# 大震災で分かったこと



改めて分かったこと  
それぞれが力を出しあう  
協力、助けあいの大切さ

**自治** (課題を解決して住民の暮らしを守る) **の大切さ**

# こうした難局を乗り越えるには 野球は9人でやろう

条例の内容

これまで**行政・議会**だけで野球をやっていた。  
観客席にいた**市民**も野球をやろう

そのための理念、情報共有、参画＋協働  
そのルール＝自治基本条例

協働



市民が存分に力を発揮する

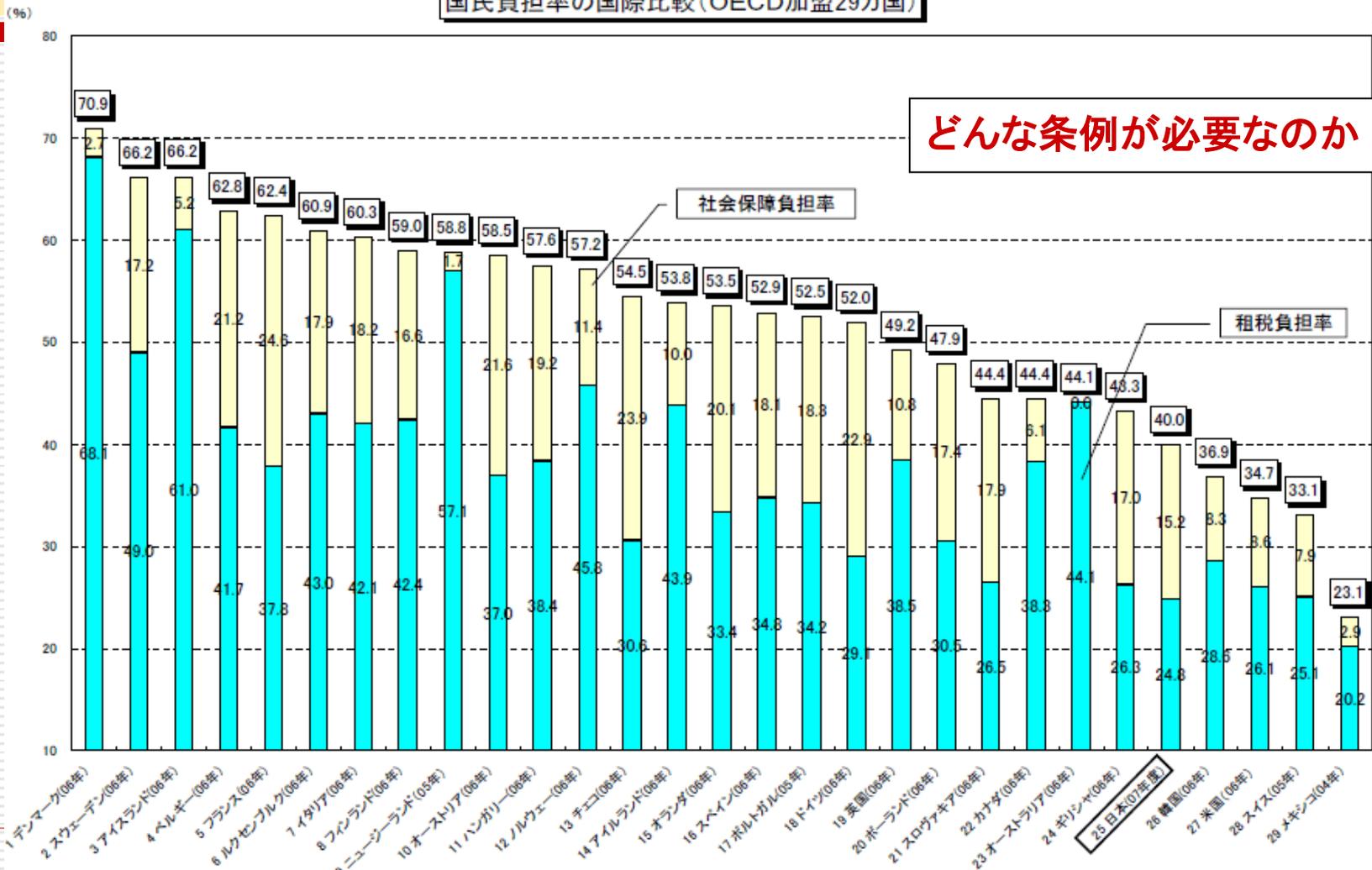
# 私たちは協働の国

そのギャップを地域が支えている。

## 低い国民負担率⇔高福祉(世界トップ長寿国)

国民負担率の国際比較(OECD加盟29カ国)

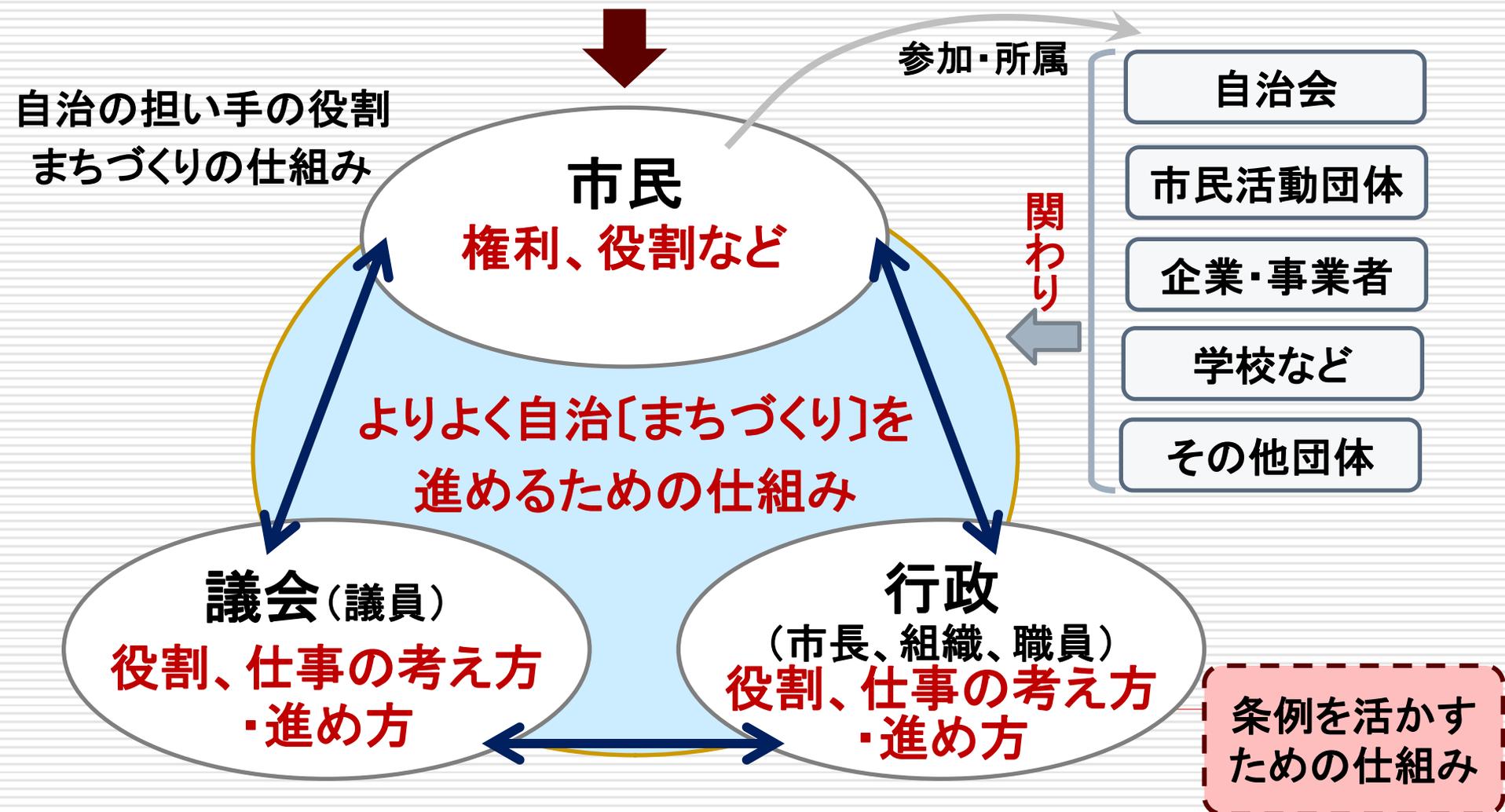
どんな条例が必要なのか



(注) OECD加盟29カ国の最新の実績値。トルコについては、計数が足りず、国民負担率が算出不能であるため掲載していない。  
(出典) 日本:内閣府「国民経済計算」等 諸外国:National Accounts 2008(OECD) Revenue Statistics(OECD)

# 自治基本条例の骨組み(模式図)

自治[まちづくり]の基本となる考え方



# 自治の担い手としての市民

市民も自治の当事者に  
チェックし、要求しているだけではだめ

地方自治法400条の条文のうち、市民は・・・



- ①市民とはだれか・・・その範囲の見直し
- ②自治の当事者として位置づけるとは
- ③市民が存分に力を発揮することが大事である
- ④それらの具体化する仕組みが示される

# 地域の活動をきちんと位置付ける

## 野球のメンバー

400条の条文のうち

## 地域団体の役割・機能

- ①生活相互扶助・・・冠婚葬祭、福祉、教育等
- ②文化・伝統の維持・・・祭、文化、景観等
- ③地域全体の課題の解決・・・まちづくり、防犯、山林保全、防災等

これを担える組織はそうはない

分権・協働時代の以前の発想・仕組みにとどまっていないか？

- ・縦割り
- ・重複
- ・形式化

## テーマコミュニティの役割・機能

- ①NPOメンバー（主婦、定年退職者、公務員）。特に**団塊の世代**（毎年270万人）
- ②民間のノウハウ

急速に増えている

地域の力が徐々に、弱まってきている。

地域のパワーアップ⇒

- ・仕組み・運営方法の見直し
- ・権限・資源の付与
- ・相互の連携、信頼

# 行政については

- ①首長の役割が明確になるー自治経営のリーダー
- ②職員の進むべき方向性が明確になる
- ③ポイントは、市民が、その力を存分に発揮できるように仕事の仕方を変えていく
- ④それらを具体化する仕組みが示される

**困難に敢然と立ち向かう行政**  
**+**  
**市民の力を信じ、それを応援する行政**

# 議会については

①議会・議員の役割 自治の共同経営者

監査役なら3人でよい？

②市民が、その力を存分に力を発揮できるようにすることが大事

地域課題の提起、市民が判断する機能

③それらを具体化する仕組みを示す（議会基本条例など）



# 参加・これまで・・・

あまりに、それぞれの力が出  
ないシステム



自治基本条例で書くべきこと

力ができる仕組み

# 参加・協働の仕組みを位置づける

会議の仕方も  
(南区区民会議)



- ・顔が見える形で
- ・必ず1回は発言する



ワークショップ

- ・声の小さな人も発言できるように
- ・行政職員も参加する
- ・みんなの知恵を活かす

# 自治基本条例で考えること 新しい市民の参加 無作為抽出市民会議（相模原市）

当面10%の意識に高い市民をターゲットに



- ・住民票で抽出
- ・抽選で当たる！

- ・事前にまちのことを勉強してくる
- ・メール交換、終了後一緒にお茶を飲みに行く

若者・会社員の参加



これまで見たことのない市民が参加する！

・まちのことに参加したかった・・・

# 市民の関心事にもっと対応できる

全国どこでも

- ・子どもの安全
- ・高齢者等の福祉

- ・地域コミュニティをきちんと位置付ける
- ・その活動に感謝し、ありがたいと思う
- ・多くの人に参加できるようにする



こうした多くの市民の心配事を解決する道筋が示されているようにつくらなければならない

自治基本条例をつかってどうなるのか②

# 必ずやってくる大震災

東日本大震災では

- ①市民一人ひとりの強さ(自立・自律・責任・信頼)
- ②コミュニティの重要性
- ③自治体職員のがんばり
- ④他のまちのNPO、市民の応援

こうした頑張りを「励ます」もとになる

---

# 役所の仕事が変わってくる

## \* 人事

市民の力を引き出せるような職員採用 をしていますか？

\* 相変わらず、「お役人」を量産するような採用方式をとっていませんか  
(国や県の職員を採用するような方式を続けていませんか)？

## \* 法制

市民にとって、よく分からない・よしやってやるぞという気が起こらない法制  
執務を続けていませんか？

一部改正の条例のつくり方…改め文方式？

第1条中「)の規定」を「。以下「法」という。)の規定」に改める。

「市民のため」を基本に仕事をするきっかけになる

# 役所の仕事が変わってる

## \* 個人情報保護

目的外利用の禁止

災害時に高齢者や障害者を助けたいという町内会の人たちの思いを立ち切っていませんか？

過剰反応

自治体ごとに名簿を使うさまざまな工夫  
箕面市・・・安心して名簿を使える条例



# 自治基本条例をつくって作って どうなるのか(まとめ)

- ①即効性をねらう条例ではない  
そんなうまい話はあるわけではない
  - ②基礎から、土壌から直していく条例  
有機栽培のようなもの
  - ③でもいつか、花開く  
こうした地味努力はしんどいけれど、結局は、近道だと思  
う。私たちはそれができる国民だと思う
-

# 自治基本条例のつくりかた

- ・多くの市民が、自分たちの問題になるようにつくる。
- ・市民の知らないところでつukらない。

- ①条例づくりが住民自治の実践＝市民も自治の当事者
- ②自分たちで考えて決める。これが難しいことも実感する
- ③役所は、参加した市民が力を出せるようにする  
(それを試すには、ちょうどいいテーマ)

自治基本条例をつくってから始めるのではなく、つくりながら自治をはじめる

# 他のまちでは(新城市)

まちづくり大茶話会・しんしろ(H22.6)



→11月13日の「大ワールドカフェ」の参考事例

市民会議(H22.4~H24. 8)



「市民のことばによる  
自治基本条例(たたき台)」



市民検討会議(H23.5~)  
庁内プロジェクトチーム

# 他のまちでは 焼津市自治基本条例



若者、よそ者の  
参加

自治基本条例を契機に

# 自治(まちづくり)は楽しく

なぜならば自分  
たちの暮らしを良  
くすることだから



地域ごとに様々  
な工夫があって  
よい